

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（佐々木春一君） ただいまの出席委員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎認定第2号の質疑

○委員長（佐々木春一君） 認定第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木春一君） これで認定第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の質疑

○委員長（佐々木春一君） 次に、認定第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 実績表の39ページ、2款1項2目の介護予防給付費に関わりましてお尋ねいたします。

右端の下のほうに、種類別の利用件数がそれぞれ載っております。この中で、訪問看護につきましては、令和元年度は469件でありました。令和2年度は668件ということで1

99件ほど大幅に増加をしておるわけですが、これはどういうふうな要因のものですか。お尋ねいたします。

○委員長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター長（千葉英彦君） 訪問看護の利用者数が増加したということではありますが、まず一つは、平成31年4月に訪問看護ステーションすみちゃんが開設されたわけですけれども、令和元年度については実質の1年目でありました。令和2年度になってくると、普及というか制度の周知、訪問看護ステーションの認知がなされたことでサービスのいろいろな利用の仕方が、町民の皆さんが御理解いただいてサービスの利用増につながっていることになっているものです。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 国保のほうも見ましても、訪問看護の数が非常に毎年20件ほど増えておりますし、この介護予防に当たっても、今指摘をさせていただいたとおり200件も単年度で増えているということで、非常にすみちゃんを利用されている方々が増えて、大変助かっているんだろうなというふうに感じます。頑張らせていただいているんだなというふうに感謝を申し上げたいと思います。

介護予防の、先ほど課長からも答弁がありました。サービス内容を見ますとふだんの血圧、体温チェック、清潔の保持、褥瘡の予防、加えて最近のリハビリとかターミナルケアということも入っているようで、医療機器の管理等も含めまして大変多様なサービスをしていただいているんだなということで、まず町民共々理解をしながらいきたいなというふうに思います。

そこで、訪問看護ステーションすみちゃん開始から、先ほどの答弁ですと平成31年にスタートということで、多分こういう、どこの事業所でもそうですけれども許可の期間というのが定められていると思うんですが、これは何年ごとの許可の更新であるのか。そこで、次の指定更新に当たっての課題というのが何かあるのかどうかお尋ねいたします。

○委員長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター長（千葉英彦君） ただいまの訪問看護ステーションとか介護事業所の指定の期間ということでございますが、指定に関しては許可の期間はない状況です。事業所の内容の変更等については随時県のほうで受け付けていらっしゃるし、あと、廃止の部分についても、事業所が廃止になる場合は県に届けていくという形になって

いますので、許可の期間というものはございません。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木 信一君） 予算書の219ページ、介護保険料の中で収入未済額が116万2,680円ありますけれども、これはどういう理由で収入未済額になっているのか。また、回収のめどはあるのかをお聞きします。

○委員長（佐々木春一君） 税務課長、佐藤修君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 介護保険料につきましても、国保税と同様、個人の方が直接納付書で納めるという部分がございます。そういった方の中で滞納が発生しているといったような内容になってございます。回収につきましては、随時税務課のほうで未納者の方々のほうへ伺って、未納回収に努めているところでございます。

○委員長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木春一君） これで認定第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第4号の質疑

○委員長（佐々木春一君） 次に、認定第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木春一君） これで認定第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎財産に関する調書、基金運用状況に関する調書についての質疑

○委員長（佐々木春一君） 次に、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書についての審査を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 283ページ、（4）の出資による権利のところの真ん中辺にありますが、地方公共団体金融機構に50万ほど出資をしております。地方公共団体金融機構というのは、資金の運用であるとか調達というふうに関わっているかと思うんですが、当町とはどのような関わりを持っているのかお尋ねいたします。

○委員長（佐々木春一君） 企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 地方公共団体金融機構といいますのは、前身は公営企業金融公庫ということになってございまして、2008年、平成20年から法律の改正等々に伴って移行して、全面的に跡を継いだというような組織になってございます。この地方公共団体金融機構は、全国の地方公共団体全部が出資して成り立っている組織で、基本的には起債等々の資金の融通というか借入れといったところが主な内容になってございます。

○委員長（佐々木春一君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 以前にも質問させてもらったことあるんですが、住田町の基金の積立総額というのは、今度の決算を見ますと総額で55億8,000万ほど、財調はそのうち24億3,000万、減債基金は7億2,000万ほどになっております。

そこで、民間であればどの会社でも財務部門というのがありまして、資金の運用には重点を置いているわけですがけれども、住田町にかかわらず、いろんな自治体、大小ありますけれども、この基金の運用というのも非常に大事なことなんでしょうと思います。例えば、財調が24億ありますけれども、常に24億を持っていなければならないということではないと思うんですね、現金で。例えば、東日本大震災では3億円ほど使って仮設住宅とかを造りましたが、大体现金で持っているところは半分の10億ぐらいのところでも間に合うのかなと。そうすると、残りの部分は国債であるとか、あるいはちょっと冒険になるかもしれませんがファンドとか、そういうところも視野に入れながらやっていってもいいのではないかなというふうに思いますが、現在はそういう運用についての何かやっているのかどうかと、それから、職員の金融の知識とかそういうものも必要になってきますので、この金融機構のほうではそういう職員の研修も請け負っているといいますか、やっているんですね。今後どのよう

に考えて運用されていくのかお尋ねいたします。

○委員長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 借入れではなくて、基金ということで御質問のようでございますが、そちらの基金につきましては、先ほど御質問のとおり、五十何億ということでございます。そのうち通常に取崩ししながら運用する減債基金であるとかというものもございませうけれども、その中で運用というお話でございましたけれども、お金そのものを出資というか出金するのではなくて、それを担保と言ったら変ですけれども、それを原資にしながら運用している部分もございますので、現在は運用をしておるということでございます。

それと、あと研修の件ですが、地方公共団体金融機構のほうでも借入れに関しての研修であるとか出前講座とかそういったものはやっていたらっしゃるようですが、うちのほうとしましては運用、いわゆる基金とかの運用の部分については金融機関等々も含めまして研修をしながらそういった知識を学ぶことはしております。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 1点だけ、有価証券のことについてお伺いします。

有価証券の知識を持っている職員というのは何人ぐらいいるんだろうね、副町長、株とかそういうのに詳しい職員。

○委員長（佐々木春一君） 答弁、総務課長、山田研君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山田 研君） 有価証券等の関係でございます。

株式等の知識を持っている職員が何名ぐらいかということでございますけれども、それぞれ個人的に株式等を購入してる職員がいるということは把握はしてございますが、職員がどれぐらい株式の知識を持っているかという部分については把握はしていないものでございます。

○委員長（佐々木春一君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 副町長、私は職員の教育教育って言っているけれども、じゃあその証券関係の教育もしておかないと、今後財政運営する場合でも一々銀行のアドバイスを受けるとか、そういうのもう遅れていくと思うんですよ。まず、世界さ通用するのはここんとこなんだよね、ビジネスして秀でるところは。だから、今国だったってそれなりの証券関係を運用しながら、何兆円とそれなりの利益を出しながらそうやって運営していると。だから、そういうようなことも勉強させながら、まず独自の、何というか自主財源を確保するような

動きを今後持っていくようにするべきじゃないかなと、私はそう思いますよ。

それで、今の世界情勢を見ますと、何せそれなりの証券関係を勉強させた国というのは、いわゆる中国だわな、中国の富裕層ちゅうのは1億2,000万ぐらい、日本の人口ぐらい、日本の富裕層ちゅうのは1億2,000万分の1%になる。ということは、まずそっちのほうもある程度勉強させながら、今ここに載っている有価証券の運用、活用をして実財源をつくれるような教育を、そういうようなのが必要と篤とっていますが、副町長はいかがですか。

○委員長（佐々木春一君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 地方自治体の基金等の運用については、元金を割らないという定則があるので、有価証券とかそういうふうな証券への投資はかなり困難というか難しいものがありますが、現時点においては、先ほど村上委員から御質問あったとおり、定期預金等の証書にかかわらず、国債、それから国の関係の機関が発行している債券等の運用を勉強しながら運用しています。いずれ財政担当になった職員についてはその辺を、運用のほうの、自主的なものですが研修をしてまして、何年か前からは、有価証券という話でございますが、今言った安全性のあって定期預金等より利率の有利なものについて担保を行いながら、そちらのほうに資金を回しているというところでございます。

○委員長（佐々木春一君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 最後でございますが、安全そのものの運用活用というのは、それはそれのとおりだと思うけども、投資信託とかそういうようなものを活用しても、それなりの利益というのはほとんど望めないんだよね。要するに、銀行関係の、その職員のお付き合いをする程度なもんだから、それ以上のことを考えながらやっていけるような人を育てていってほしいと。それを望んで質問は終わりますが、そういうような考え方でいくべきじゃないかとそう思いますので、よろしく御指導のほどお願いします。

○委員長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

[発言する人なし]

○委員長（佐々木春一君） これで、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書の質疑を終わります。

◎議案第11号の質疑

○委員長（佐々木春一君） 次に、議案第11号 令和2年度住田町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○委員長（佐々木春一君） これで、議案第11号 令和2年度住田町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を終わります。

◎認定第5号の質疑

○委員長（佐々木春一君） 次に、認定第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○委員長（佐々木春一君） これで、認定第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計決算の認定についての質疑を終わります。

◎議案第12号の質疑

○委員長（佐々木春一君） 次に、議案第12号 令和2年度住田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○委員長（佐々木春一君） これで、議案第12号 令和2年度住田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を終わります。

◎認定第6号の質疑

○委員長（佐々木春一君） 次に、認定第6号 令和2年度住田町下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○委員長（佐々木春一君） これで、認定第6号 令和2年度住田町下水道事業会計決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第1号から認定第6号並びに議案第11号及び議案第12号の総括質疑

○委員長（佐々木春一君） これまで、各会計ごと並びに住田町簡易水道事業会計未処分利益剰余金について及び住田町下水道事業会計未処分利益剰余金について質疑を行いましたが、これから総括質疑を行います。

発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 7番、阿部祐一であります。

令和2年度決算に対する総括質疑を行います。

決算審査特別委員会で様々な観点から審査されてきたところでございますが、重複するところもありますがよろしく願いいたします。

まず、現在もコロナ感染症は緊急事態宣言が続き、令和2年度もその感染対策、経済対策に追われている1年であったと捉えております。

最初に、神田町長に伺います。

新型コロナウイルス感染症対策については、対策本部を立ち上げ、適時に予防対策に当たってきたものと感じております。3密を防ぐための予防対策、落ち込んだ経済を立て直すための、すみチケ、すみチケプラス、住田町プラスアップ事業協力金などの事業がされてきましたが、その成果をどのように捉え、評価しているのかを伺います。

副町長に伺います。

項目が少し違いますが、ジビエ対策について伺います。

当町の鳥獣被害対策における有害駆除対策は、その捕獲頭数など大変効果を上げております。

しかし、決算委員会でも発言がありましたが、捕獲された鹿のジビエ利用に関しては、なぜ大槌町でできて住田町でできないのか、放射性セシウムの解除がなぜ大槌町ではできているのか、かつて、葉たばこでもセシウムの調査が行われました。県内といっても県南の西側のほうが高い結果だったと、たばこでは出ておりました。気仙地方は低いのではないかと感じております。気仙地方の特区の指定はできないのか、国や県に望むべきではないか、これができるればジビエ対策も大きく進むのではないかと感じております。どういうふうに対策を立てられるのかをお伺いいたします。

次に、総務課長に伺います。

内部統制システムの構築であります。内部統制システムの構築は努力目標となっております。事務処理における事故防止、業務品質の維持の可能とするためのマニュアルやチェックリストなどの作成など、業務プロセスの見える化にどのように挑んできたのかをお伺いいたします。

教育長に伺います。

住田高校への支援は、町独自のコーディネーターの配置など住高の魅力アップにつながっております。このほど、県では中高一貫校の設置はしない方針となったと聞いております。当町では20年余り、中山間地の教育振興ということで中高一貫校の設置を要望してきた経緯があります。それはすなわち、住田高校の存続にすがってきたものと思われま。これまでの中高一貫校の取組の意義をどのように捉え、地域創造学を生かした住田高校の魅力づくりにどう反映できているのかをお伺いいたします。

企画財政課長にお伺いいたします。

当町のような小規模自治体は、地方交付税の依存割合が高く、財政の運営には苦勞しているものと感じております。農林会館や生活改善センターの改築など、耐震や老朽化の課題を抱えております。このほかに、図書館の設置などの大きな課題があります。今後の公共整備計画に取り組んでいると思いますが、この計画に農林会館が入っていないと見ました。どのような状況にあるか、また、計画全体がどう進むのかをお伺いいたします。

税務課長に伺います。

町税の滞納状況を見ますと、町民税では77万円ほど、固定資産税は24万円ほど、農家

の軽自動車税、地域情報通信基盤施設などについても滞納が見られます。不納欠損額は190万円ほどになっております。年次的に見れば、滞納は増加傾向にあります。未納者への回収、分割納税、税務課のみならず、各課の協力体制はどうであったかをお伺いいたします。

農政課長に伺います。

高齢化が進む中で、遊休農地が増えていく状況にあります。これまでも農地の利用保全対策として、中山間直接支払事業、多面的機能交付金などや、農地中間管理機構による担い手の農家への貸借事業が行われてきました。その実施状況はどうであるかを伺います。

また、2年続きの米価暴落で、水稻農家は大きな減収が見込まれる現状となっております。陸前高田市では、市単独の補助金、最高限度30万円までの支援策を可決いたしました。当町においても、何らかの対策が必要と思われそうですがどうでしょうか。

林政課長に伺います。

当町の町有林は、他の市町村にはない貴重な財産となっております。昨年、令和2年度決算の立木の見込みは達成できたのかを伺います。また、これからの立木収入による計画的な伐採が必要なわけですが、全体的な毎木量、材積量をどう見ているのかをお伺いいたします。

町民生活課長に伺います。

交通安全の組織や活動について伺います。

本来、会の活動は自主的な集まりや活動であるわけですが、近年その成り手が少ない現状にあります。構成委員の選出を公民館や婦人会、今は女性協議会なのかなと思いますが、頼る現状にあります。人口減少や高齢化の影響であると思われるわけですが、活動の現状をどう捉えているのか、今後の組織の在り方をどう考えているかをお伺いいたします。

保健福祉課長に伺います。

この1年間は新型コロナウイルス感染症の対策に没頭される1年であったと思います。その中で、各種検診や予防対策が取られているわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響をどう捉えているのか。また、巣籠もりの方々への対応はどのように実施されたのかについてお伺いいたします。

建設課長に伺います。

町道新設改良や町道の整備については計画どおり行われ、町民の暮らしやすさが一層と向上しているものと感じます。

しかし、請願された認定路線は早期に改良整備が必要な路線ばかりですが、予算の確保が課題と思われそうですが、なかなか進んでおりません。特段の努力が必要と思われそうですがどうで

しょうか。

また、町道の新設認定基準は3戸以上の基準があり、戸数間の距離が100メートル以内となっているようです。人口減少が続く中で空き家が増え、距離があっても2戸しかない、3戸以上あっても1戸間の距離が離れているのだと厳しい条件があります。町道認定の基準の見直しを図る考えがないかを伺います。

以上の項目について、総括質問といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木春一君） ここで、7番、阿部祐一君の総括質疑に対する答弁を保留し、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前11時10分

○委員長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に保留した、7番、阿部祐一君の総括質疑に対する答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 私からは、1つ目の新型コロナウイルス感染症対策関連についてお答えをいたします。

本町では新型コロナウイルス感染症対策本部の中で協議を進めながら、感染拡大防止等、感染症対策を検討し、常時マスク着用、手洗い、手指消毒など基本的な感染症予防の徹底を町民の皆様方をお願いを申し上げてきたところであります。

また、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた町内の飲食店のほか、小売店、また各種サービス業等を支援するため、食べて応援住田チケット・すみチケ、使って応援住田チケット・すみチケプラス、そして、予約で応援住田チケット・すみチケ未来、住田町テイクアウト等体制整備支援事業、そして、住田町地域企業経営継続支援事業補助金、プラスアップ事業協力金などの経済対策を実施してまいりました。

これらの経済支援策は、新型コロナの影響を受けた町内の事業者にとっては経営継続の下支えと励みになったものと評価をしております。特にすみチケ、すみチケプラス、すみチケ未来については、町民自らが町内事業所を応援する仕組みとなっていることから、町民の協力姿勢、そして、共生という観点からも高く評価していいのではないかと考えております。

経済は市場にどれだけお金が流通するかが大きなポイントの一つでもあります。町内において住民の大きな御理解・御協力の下で実行できたことは、有効な対策であったと捉えております。ワクチン接種が進む中で、変異株の出現等まだまだ新型コロナウイルス感染症は収束の見通しが立っておりませんが、影響度合いも単に一律ではないことより、財政状況を見ながら有効な経済対策を講じ、大きく新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者の経営継続を支援する方策を探ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 私からは、ジビエ対策についての御質問にお答えいたします。

私も阿部委員同様、捕獲されたものを、ニホンジカの有効利用については有効利用できればとは思っております。

ただ、東日本大震災における原発の事故発生以降、ニホンジカは岩手県内全域において利用自粛制限となっており、解除の見込みはいまだ立っておらないところでございます。

厚生労働省の野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針、ガイドラインでは、ジビエを捕獲した後、速やかに処理・加工することとなっているほか、捕獲方法等についても様々な規制があり、捕獲方法や処理施設までの運搬、処理加工などを考慮すると、衛生管理が非常に難しく、大きな課題となっております。

平成30年には岩手県猟友会がジビエ加工に取り組むという計画があり、本町においても説明がありましたが、その後実施に至らなかった経緯があります。

また、委員御質問の大槌町の事例では、ニホンジカを狩猟後、全てを1時間以内に自社工場に搬入処理し、岩手県指定の検査機関において、全商品の検査を実施しているということでございます。

また、原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の出荷制限等に対する特区という御質問でございますが、特区の指定につきましては、放射能であること、人の健康・命に関する事項ですので御理解をいただきたいと思っております。

また、全国的に見ても、ジビエ利用の状況、経済的にはどうかという疑問があります。なかなかジビエ利用については難しい面があると私は捉えておりますので、それらの課題があると思っております。ジビエ事業拡大に取り組みたいという事業者があれば、国の交付金等が活用できますので、町としても支援は行いたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（佐々木春一君） 総務課長、山田研君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山田 研君） 私からは、内部統制システムに伴う事故防止や業務品質の維持の取組についてお答えをいたします。

内部統制システムの構築につきましては、本定例会の一般質問においても町長が答弁をしておりますが、システムの導入は指定市以外の市町村は、努力義務として任意的にその方針を定め、必要な体制を整備することとなっております。

本町におきましては、現在内部統制システム制度はございませんが、内部統制システムの目的である住民の福祉の増進のため、システムと同様の効果を得るような取組を進めているところであります。事故防止等といたしましては、町顧問弁護士の法的チェックや管理職のコンプライアンス指導も含めながら、業務のリスク管理を行っているものでありますし、業務品質の維持等におきましては、存在するマニュアルやチェックリストなどを用いて、品質の維持向上に努めております。

また、前述のリスク管理を進めることによって、働きやすい職場の実現の一助ともなる業務内容やプロセスの見える化につきましても、併せて努めておるところでございます。これらを進めることによって、組織全体でリスク管理体制を構築し、内部統制システムの目的である住民福祉の増進を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（佐々木春一君） 税務課長、佐藤修君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 私のほうからは、税や使用料等に対する未納者への対応についてお答えいたします。

税や使用料等の未納につきましては、督促状の発送後は税務課で対応しておりますが、各課ではそれぞれ担当する使用料等について、督促状の発送前にコンタクトを取りながら未納の解消に努めておるところでございます。

滞納解消に向けての取組については、分納誓約など今後の滞納解消に向けた滞納者との話し合いを税務課において個別に対応し、税務課が中心となりながら各課との連携、情報共有により滞納の削減への取組を実施し、一定の成果を上げているものと捉えておりますが、今後は債権管理条例等の制定による債権管理の徹底を図りながら、より一層滞納解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） 企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 私からは、農林会館を含めた公共施設の全体計画についてお

答えいたします。

本町の公共施設全体の整備に関する計画につきましては、公共施設個別計画を踏まえ、それぞれの施設の状況、状態を確認した上で、その方向性や必要性、事業費などを総合的に判断し、検討していく必要があるものと捉えております。特に、農林会館、生活改善センター等の複合的な機能を持つ施設の改修・改築等においては十分な検討が必要であり、計画的な実施が必要であると思われま。

農林会館や生活改善センターは、設置当初の目的である集会施設という機能を、生活改善センターにおいては中央公民館、図書館などの機能を、農林会館におきましてはテレビ等の通信機能や医療保険介護関係団体の事務所など、多目的に利用されているところであります。そのため、このような複合的な機能を有する施設の改修や改築に当たっては、単に建物をどのようにするかということだけではなく、それぞれの機能の方向性を検討しながら、将来的に必要な規模、適切な場所等を決めていく必要があるものと捉えております。

農林会館につきましては一般質問等でもお答えいたしました。施設建設から40年が経過していることから施設・設備等の老朽化が進んでおり、必要な修繕や更新等を行い、利用者の利便性の維持に寄与しているところであります。農林会館につきましては、耐用年数にもまだ10年程度残存しているものと認識しておりますし、個別計画におきましても、目標使用年数を60年としていることから、改築等の対象となる年次としては2035年、令和17年から2040年、令和22年頃かと思われるところでございます。

委員御質問の計画につきましては、過疎地域持続的発展計画と推察いたしますが、当該過疎計画につきましては、令和3年度から7年度までの5年間において、過疎対策事業債の充当が想定される事業を対象としているものであります。そのため、この計画期間内に耐用年数を迎えない農林会館につきましては、今回の計画では対象としていないところであります。計画の登載はしていませんけれども、施設の状況等も踏まえ、将来的な在り方については役場内でも検討を進めているところでもありますし、今後個別計画の状況、庁舎周辺施設の整備計画との関係や施設が有している機能の方向性を総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 私からは、交通安全の組織や活動についての御質問にお答えいたします。

本町の交通事故等に関しましては、人身事故件数や飲酒運転検挙者数などは、減少あるいはゼロという状況にあります。また、交通事故、交通死亡事故ゼロの継続につきましては、昨年12月に3年を経過しているところであります。

これらの成果はひとえに町民の交通安全意識の高まりと、交通安全活動を行っていただいている関係団体の活動の成果と捉えているところであります。その活動を担う成り手が少なくなっていることにつきましては承知しておりますし、それに対しまして、それぞれの団体において、組織の在り方や活動の方法、担い手確保の方法などを真剣に取り組んでおりますことも承知しております。町といたしましては、その検討の結果を踏まえ、その活動と一緒に取り組んでまいりますとともに、その活動への支援を継続してまいりたいと考えております。

○委員長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター長（千葉英彦君） 私からは、各種検診や予防対策における新型コロナウイルス感染症の影響及び巣籠もりの方々への対応についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止のため、国や県の状況を把握しつつ、感染予防行動の周知、正しい情報・知識の普及に努めてきました。また、生活環境や生活様式の変化により、従来の方法では実施困難な保健事業も多数ありましたが、集団から個別へ感染症対策の徹底、実施方法の変更などを行い、住民サービスが低下しないように努めてきたところです。

各種検診については、検診会場での検温や手指消毒、人数制限などの感染症対策を徹底して実施してきましたが、新型コロナウイルスの感染を懸念しての受診控えにより、ほとんどの検診で受診率が低下しております。早期発見・早期治療につなげるためにも検診の受診は必要ですので、今後受診勧奨はがきを送付するなど、一人でも多くの方々に検診を受診していただくよう取り組んでいきます。

巣籠もりの方々への対応についてですが、地域ミニデイサービスや認知症カフェなど通いの場の自粛を余儀なくされました。筋力低下などが懸念されることから、住田テレビを活用して自宅でも簡単に実践できる体操を放映したり、ミニデイ通信を発行するなど形を変えて介護予防に努めてきました。また、地域ミニデイサービスの利用者の方々には、休止した場合は利用者の方々に電話連絡し、健康状態の把握に努めてきました。今後も訪問活動など制限されますが、関係機関と連携して町民の皆さんの状況を把握し、小まめな支援に努めて

いきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 私から町道の新設や整備に関してお答えいたします。

町道の新設改良につきましては、道路の利用状況や現況などから改良の緊急度・優先度を勘案して、年次計画を見直しながら、年1から2路線、順次進めているところであります。新規改良につきましては、今後も新規認定の未改良路線などから有利な交付金と起債を活用して整備を進めたいと考えております。なお、町道整備、また道路の維持管理につきましては、可能であれば工事の前倒しや維持修繕工事の内容追加などを検討し、整備を進めたいと考えているところであります。

町道認定に関しましては、御質問のとおり、沿道にお住まいの方が生活に利用されている公益性のある道路ということで基準を設けているところであります。限られた予算の中で適切な維持管理を図るため、現行の認定基準は維持したいと考えているところでございます。私道、赤線の生活道路につきましては、生活道路整備の補助制度が設けられておりますので、そちらを活用していただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） 農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） 私のほうからは、農地の利用保全対策と米価下落対策についてお答えいたします。

本町では、農業担い手の高齢化とともに農業経営者が減少していることに伴い、耕作放棄地が年々増加している状況にありますが、耕作放棄地の発生防止と農地の利用資源の適切な保全管理に取り組んでいる集落がございます。

その一つは、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組む集落協定で、協定を締結しているのは8集落1個人、協定面積は85.2ヘクタールとなっています。また、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる集落もあり、協定を締結している集落は9集落で、協定面積109ヘクタールとなっています。最近では、飼料用米生産に取り組む若い農業担い手を中心に、農地中間管理機構を活用した農地集積も年々拡大してきている状況となっています。これらの事業が推進されることにより、農用地、そして農業農村の持つ多面的機能の確保が図られているものと期待しているところでございます。

令和3年産米のJA概算金がこのほど公表されましたが、新型コロナの影響により外食需

要が大きく縮小し、民間在庫を多く抱えていることから2年連続の米価下落となり、米販売農家の減収が見込まれています。これにより、水稻農家の生産意欲の低下が懸念されるところでございますが、町としましては、農協や関係機関などと協議を進めながら今後の対応について慎重に検討してまいりたいと考えております。

○委員長（佐々木春一君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私からは、素材生産事業についてお答えさせていただきます。

令和2年度の立木収入は見込みどおり達成できたのかという御質問でございますけれども、伐期を迎えた分収造林の返戻地も増えてきており、翌年度の町有林の植栽面積も考えながら、また、昨年度はコロナの影響により木材の動きが悪い中、町有林からの搬出は控えたということもあり、決算のとおりの実績となっているものであります。

町有林を漸伐する際には、林齢等から漸伐する事業区数か所の候補地を決めて現地を確認し、分収造林の返戻地や木材流通の状況なども考慮しながら、毎年度1事業区から2事業区ということで発注してきたものであります。また、全体的な毎木量、材積量ということではありますが、造林木が植栽されている現地の自然条件等により成長量が違ってきますので、森林管理システム上で計算した目安となる材積量が出てきますが、町有林全体を把握して正確な材積量を出すというのは難しいところがあります。

なお、昨年度から航空レーザ測量を行っておりますが、町内全域の民有林の森林を対象として今後順次行っていくこととしており、町有林の事業区ごとの材積等を把握できることとなりますので、その成果をもって、より効率的な事業の推進を図っていきたいものと考えているところであります。

○委員長（佐々木春一君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 私からは、住田高校の魅力づくりと中高一貫教育校についてお答えをいたします。

住田町では、平成15年12月に岩手県教育委員会に対して県立中高一貫教育校設置に係る提言書を提出し、以後毎年度県に対して要望を行ってまいりました。しかしながら、現在に至るまで設置には至っておりません。提案書を提出した当時は、住田高校は各学年2学級でありましたが、平成25年度からは募集を1学級減じられ、中高一貫教育校の母体となる住田高校の規模が小さくなり、また、少子化の進行や県の方針が揺るがないこと等、中高一貫教育校実現の可能性が極めて低くなっております。しかしながら、20年以上にわたる中高一貫教育校設置の取組は、中山間地域を担う人材を育成するという観点から、極めて有意

義な取組であったと考えております。

平成30年度からは、それらの取組により得た知見を生かし、文部科学省の研究開発学校の指定を受け、独自カリキュラムである地域創造学の研究を保育所から小・中・高校が連携して取り組んでおります。同時に住田高校の魅力向上を図るべく、住田高校を教育振興会への助成による海外派遣事業の実施や給食の提供、通学費の補助、英語検定料の補助を実施いたしました。また、平成30年度からは、教育コーディネーターの配置による住高ハウス〇〇の運営や、大学生インターンの受入れ、社会人や卒業生、他都道府県高校との交流、地域みらい留学による県外留学生の受入れ等に取り組んでおります。

今後といたしましては、地域創造学や住田高校を、魅力化推進事業等を通して、より実現性の高い取組により、住田高校の存続を図ってまいります。

以上です。

○委員長（佐々木春一君） これで、決算認定6件及び議案2件についての質疑を終わります。

◎認定第1号から認定第6号並びに議案第11号及び議案第12号の討論

○委員長（佐々木春一君） これから、決算認定6件及び議案2件について、一括して討論を行います。

原案のとおり認定及び決定することに反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（佐々木春一君） 次に、原案のとおり認定及び決定することに賛成者の発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 2番、荻原勝です。

令和2年度住田町一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計決算の認定について、次の3点の観点の施策を評価し、賛成の立場から討論を行います。

その1点目は、新型コロナウイルス感染症への対応であります。

神田町政は、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止及び経済対策に機敏かつ的確に対応してきました。神田町長の知見を発揮した町独自の新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定や、町内に感染者が発生したケースでの事業継続のための庁舎内分散勤務体制な

どは町民の安心・安全を支える基盤となりました。

また、町内経済対策として、第1弾の食べて応援住田チケット、すみチケ、第2弾の使って応援すみチケプラス、第3弾の発展後押しプラスアップ事業協力金、第4弾の予約で応援すみチケ未来とすみチケプラスのセットが間断なく販売され、町内の消費喚起に大いに役立ちました。全世帯への光熱費支援給付金や小中学校の修学旅行等キャンセル料補助も町民の暮らしや学びに役立ちました。この一連の施策は町内外から高く評価されていると思います。

2点目は、神田町政三本柱施策の推進であります。

新型コロナウイルス感染症への対応に終始するような状況の中でも、神田町政は初めて策定した総合計画のスタート年を、医・食・住を掲げ、力強く進めてきました。

医の分野では、2年目となった訪問看護ステーションすみちゃんを軌道に乗せ、さらに介護支援機能及び居住機能の総合的なサービスを効果的に提供することで、高齢者生活福祉の向上などに努めました。

食の分野では、新たな試みであるからあげプロジェクトを支援し、コロナ禍の中の巣籠もり需要を捉えたふるさと納税返礼品である町内産鳥肉や米を通して住田の食文化を広くアピールするとともに、大切な自主財源の確保に努めました。

住の分野では、子育て世帯用及び単身高齢者用の新しいタイプの町営住宅や、地域の生活を豊かにする待望の上有住地区公民館を建設しました。地域の生活という点では、コミュニティバス役場中井線を新たに運行し、地域の交通手段が存続されたことも上げられます。

教育の分野では、他の自治体に先駆けて小中学校のタブレットや電子黒板を導入し、ICT環境を整備しました。町内保育園の受入れ体制の充実なども評価できる点です。

3つ目は、この町の長年の大きな課題、今は裁判所預かりとなっている木工団地2事業体を含む問題への対応と結果であります。

昨年夏の木工団地2事業体の倒産に際し、結果として雇用は維持されました。町の課題は少子高齢化、人口減少への対策、医師・看護師に係る医療体制の充実、そして、木工団地2事業体の債権整理など、多岐にわたります。

令和2年度の決算実績評価が、継続可能な、共に支え合う共生のまちづくりや、町民一人一人の幸福実現のための4年度の予算編成へとつながりますことを期待申し上げ、私の賛成討論とします。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（佐々木春一君） 次に、原案のとおり認定及び決定することに反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○委員長（佐々木春一君） 次に、原案のとおり認定及び決定することに賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○委員長（佐々木春一君） これで討論を終わります。

◎認定第1号から認定第6号並びに議案第11号及び議案第12号の採決

○委員長（佐々木春一君） これから、各決算及び議案ごとに採決します。

認定第1号 令和2年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 令和2年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第11号 令和2年度住田町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 令和2年度住田町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第12号 令和2年度住田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 令和2年度住田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 令和2年度住田町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第6号 令和2年度住田町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長（佐々木春一君） これで、本委員会に付託された案件の審査は全部終了しました。

決算審査特別委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時47分